

平成 26 年 4 月 島原市議会臨時会議案概要

第 60 号議案 島原市税条例の一部を改正する条例

(総務部)

- ・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

(1) 主な改正内容と施行日

①法人住民税法人税割の税率の改正（平成 26 年 10 月 1 日施行）

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするもの。

- 法人市民税法人税割の税率 14.7%⇒12.1%

②軽自動車税の税率の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

- 軽自動車税の負担水準の適正化を図るため、税率の改正を行うもの。また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、一定期間経過した 3 輪以上の軽自動車に対して、重課税率を適用するもの。

③肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

（公布の日から施行し、平成 26 年度分から適用。）

- 肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置等について、適用期限を 3 年延長し、平成 30 年までの個人住民税について適用するもの。

④固定資産税の課税標準の特例措置（いわゆる「わがまち特例」）

（公布の日から施行し、平成 26 年度分から適用。）

- 公害防止施設・設備・備蓄倉庫等に係る固定資産税の特例措置の割合を定めるもの。

【補足】

(1) 目的

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、税制の抜本改革を着実に実施するため、地方税制の改正を行う。

(2) 議案提出の根拠

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、島原市税条例を一部改正する。

(3) 財政負担

税率改正により、軽自動車税は増収となる。一方、法人市民税は減収となるが、新たに創設された地方法人税の国税化により、その全額が地方交付税の原資となる。

(4) 市民への影響

軽自動車税の納税義務者においては、負担増となる。

- ・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

(1) 主な改正内容

- ①第 6 0 号議案である島原市税条例の一部改正のうち、いわゆる「わがまち特例」の規定（地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定）の追加に伴い、本条例の関係部分についても同様の規定を追加するもの。

- (2) 施行日：公布の日から施行し、平成 2 6 年度分から適用する。

- ・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

(1) 主な改正内容

①課税限度額の引き上げ

②低所得者に対する軽減措置の拡充

(2) 施行日：公布の日から施行し、平成26年度分から適用する。

【補足】

(1) 内容

①課税限度額の引き上げ

●後期高齢者支援金に係る課税限度額及び介護納付金に係る課税限度額について、それぞれ2万円引き上げる。

●後期高齢者支援金に係る課税限度額 14万円 → 16万円

介護納付金に係る課税限度額 12万円 → 14万円

②低所得者に対する軽減措置の拡充

軽減措置は、所得に応じて応益分（被保険者均等割額及び世帯別平等割額）を7割・5割・2割軽減する仕組み。今回、5割軽減・2割軽減について拡充を行う。

●5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について

「33万円+24.5万円×（被保険者数 一世帯主 + 特定同一世帯所属者数）」

↓

「33万円+24.5万円×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）」

※現行では単身世帯は軽減の対象となっていないが、改正により対象となる。

●2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について

「33万円+3.5万円×（被保険者数+ 特定同一世帯所属者数）」

↓

「33万円+4.5万円×（被保険者数+ 特定同一世帯所属者数）」

(2) 財政負担

課税限度額の引き上げによって保険税収が増加する。一方、低所得者に係る保険税軽減の拡充により保険税収が減少するが、国の財政支援の強化により補填される。

(3) 市民への影響

国保加入者においては、課税限度額の引き上げ、保険税軽減の拡充により、それぞれ、保険税の負担が増減する。

第 6 3 号議案 島原市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例 (教育委員会)

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構その他これに類する団体から奨学金の貸付けを受けている者について、本市奨学金の貸付けが受けられるよう所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

(1) 主な改正内容

第 6 条に定める奨学生の資格のうち、独立行政法人日本学生支援機構その他これに類する団体から別に学資等を受けていないことを要件とする規定を削除するもの。

(2) 施行日：公布の日から施行し、平成 2 6 年度分から適用する。

【補足】

(1) 現状及び分析

現在、日本学生支援機構や長崎県育英会等これに類する団体から奨学金の貸付けを受けている者については、本市奨学金の併給を認めていない。

(2) 議案提出の根拠

現在、島原市東京学生寮の入寮者に、平成 2 6 年 8 月までの移転をお願いしているが、この移転に関して、学生寮の寮費と移転先アパート代との差額等が入寮者の新たな負担となるため、この負担の軽減策が必要となったもの。

(3) 今後の効果

既に他の奨学金の貸付けを受けている学生寮入寮者に対して本市奨学金の貸付けを行うことにより、本人や保護者の負担を軽減し、危険性の高い学生寮からの移転を支援することができる。

また、本市奨学金と他の奨学金との併給が可能となることで、大学等への進学をより支援することができる。

第 6 4 号議案 平成 2 6 年度島原市一般会計補正予算（第 1 号）

補正前	2 3, 1 9 2, 0 0 0	千円
4 月補正	6, 7 2 0	
補正後額	2 3, 1 9 8, 7 2 0	